特定秘密指定管理簿

指定の整理番号	指定をした年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別表のいずれの事項に関するものであるかの別	当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職	法3条2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別	法3条3項の規定により同条2項1号に掲げる措置を講じた旨	指定の有効期間						解除		備考
								有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した旨	延長後の指定の有効期間	(延長後の)有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した旨	当該指定を解除した旨	解除した年月日	
11-201412-0035-2イb-0004	平成26年12月26日	平成26年中，12月25日までに決定された内閣情報調査室が外国の政府又は国際機関と行う安全保障に関する情報協力業務の計画及び方法で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるものであって，内閣情報調査室から外務省に提供されたもの。	第2号イb	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0034-2イb-0003	平成26年12月26日	平成25年中に決定された内閣情報調査室が外国の政府又は国際機関と行う安全保障に関する情報協力業務の計画及び方法で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるものであって，内閣情報調査室から外務省に提供されたもの。	第2号イb	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0033-2イb-0002	平成26年12月26日	平成24年中に決定された内閣情報調査室が外国の政府又は国際機関と行う安全保障に関する情報協力業務の計画及び方法で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるものであって，内閣情報調査室から外務省に提供されたもの。	第2号イb	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0032-2イb-0001	平成26年12月26日	平成23年中に決定された内閣情報調査室が外国の政府又は国際機関と行う安全保障に関する情報協力業務の計画及び方法で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるものであって，内閣情報調査室から外務省に提供されたもの。	第2号イb	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0031-2ハb-0006	平成26年12月26日	平成26年中，12月25日までに内閣情報調査室が行った安全保障に関する外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報(情報の内容のほか、情報源を含む。)で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報であって，内閣情報調査室から外務省に提供されたもの(収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。)。	第2号ハb 第1号ロb 第1号ロc 第1号ハ 第2号ハc 第2号ニ 第3号ロb 第3号ロc 第3号ハ 第4号ロb 第4号ロc 第4号ハ	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0030-2ハb-0005	平成26年12月26日	平成25年中に内閣情報調査室が行った安全保障に関する外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報(情報の内容のほか、情報源を含む。)で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報であって，内閣情報調査室から外務省に提供されたもの(収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。)。	第2号ハb 第1号ロb 第1号ロc 第1号ハ 第2号ハc 第2号ニ 第3号ロb 第3号ロc 第3号ハ 第4号ロb 第4号ロc 第4号ハ	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							

11-201412-0029-2ハb-0004	平成26年12月26日	平成24年中に内閣情報調査室が行った安全保障に関する外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報(情報の内容のほか、情報源を含む。)で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報であって、内閣情報調査室から外務省に提供されたもの(収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。)。	第2号ハb 第1号ロb 第1号ロc 第1号ハ 第2号ハc 第2号ニ 第3号ロb 第3号ロc 第3号ハ 第4号ロb 第4号ロc 第4号ハ	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0028-2ハb-0003	平成26年12月26日	平成23年中に内閣情報調査室が行った安全保障に関する外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報(情報の内容のほか、情報源を含む。)で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報であって、内閣情報調査室から外務省に提供されたもの(収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。)。	第2号ハb 第1号ロb 第1号ロc 第1号ハ 第2号ハc 第2号ニ 第3号ロb 第3号ロc 第3号ハ 第4号ロb 第4号ロc 第4号ハ	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0027-2ニ-0011	平成26年12月26日	平成26年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGS」という。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象(以下「収集分析対象」という。)並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。)並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。)であって、平成26年12月25日までに外務省が内閣官房から提供を受けていたもの。	第2号ニ 第1号ロa 第1号ロc 第1号ハ 第2号ハa 第2号ハc 第3号ロa 第3号ロc 第3号ハ 第4号ロa 第4号ロc 第4号ハ	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0026-2ニ-0010	平成26年12月26日	平成25年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGS」という。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象(以下「収集分析対象」という。)並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。)並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。)であって、平成26年12月25日までに外務省が内閣官房から提供を受けていたもの。	第2号ニ 第1号ロa 第1号ロc 第1号ハ 第2号ハa 第2号ハc 第3号ロa 第3号ロc 第3号ハ 第4号ロa 第4号ロc 第4号ハ	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0025-2ニ-0009	平成26年12月26日	平成24年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGS」という。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象(以下「収集分析対象」という。)並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。)並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。)であって、平成26年12月25日までに外務省が内閣官房から提供を受けていたもの。	第2号ニ 第1号ロa 第1号ロc 第1号ハ 第2号ハa 第2号ハc 第3号ロa 第3号ロc 第3号ハ 第4号ロa 第4号ロc 第4号ハ	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							

11-201412-0024-2二-0008	平成26年12月26日	平成23年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月25日までに外務省が内閣官房から提供を受けていたもの。	第2号ニ 第1号ロa 第1号ロc 第1号ハ 第2号ハa 第2号ハc 第3号ロa 第3号ロc 第3号ハ 第4号ロa 第4号ロc 第4号ハ	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0023-2二-0007	平成26年12月26日	平成22年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月25日までに外務省が内閣官房から提供を受けていたもの。	第2号ニ 第1号ロa 第1号ロc 第1号ハ 第2号ハa 第2号ハc 第3号ロa 第3号ロc 第3号ハ 第4号ロa 第4号ロc 第4号ハ	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0022-2二-0006	平成26年12月26日	平成21年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月25日までに外務省が内閣官房から提供を受けていたもの。	第2号ニ 第1号ロa 第1号ロc 第1号ハ 第2号ハa 第2号ハc 第3号ロa 第3号ロc 第3号ハ 第4号ロa 第4号ロc 第4号ハ	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0021-2二-0005	平成26年12月26日	平成20年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月25日までに外務省が内閣官房から提供を受けていたもの。	第2号ニ 第1号ロa 第1号ロc 第1号ハ 第2号ハa 第2号ハc 第3号ロa 第3号ロc 第3号ハ 第4号ロa 第4号ロc 第4号ハ	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0020-2二-0004	平成26年12月26日	平成19年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月25日までに外務省が内閣官房から提供を受けていたもの。	第2号ニ 第1号ロa 第1号ロc 第1号ハ 第2号ハa 第2号ハc 第3号ロa 第3号ロc 第3号ハ 第4号ロa 第4号ロc 第4号ハ	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							

11-201412-0019-2ニ-0003	平成26年12月26日	平成18年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月25日までに外務省が内閣官房から提供を受けていたもの。	第2号ニ 第1号ロa 第1号ロc 第1号ハ 第2号ハa 第2号ハc 第3号ロa 第3号ロc 第3号ハ 第4号ロa 第4号ロc 第4号ハ	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0018-2ニ-0002	平成26年12月26日	平成17年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月25日までに外務省が内閣官房から提供を受けていたもの。	第2号ニ 第1号ロa 第1号ロc 第1号ハ 第2号ハa 第2号ハc 第3号ロa 第3号ロc 第3号ハ 第4号ロa 第4号ロc 第4号ハ	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0017-2ニ-0001	平成26年12月26日	平成16年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月25日までに外務省が内閣官房から提供を受けていたもの。	第2号ニ 第1号ロa 第1号ロc 第1号ハ 第2号ハa 第2号ハc 第3号ロa 第3号ロc 第3号ハ 第4号ロa 第4号ロc 第4号ハ	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0016-2イa(b)-0004	平成26年12月26日	東シナ海における我が国領域の保全又は海洋，上空等における権益の確保に関する現に公になっていない情報のうち，漏えいした場合に我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるもの（東シナ海の資源開発に関するものを除く）。	第2号イa(b) 第2号イa(c) 第2号ロb 第2号ハb 第2号ハc 第2号ニ	アジア大洋州局長	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0015-2イa(c)-0001	平成26年12月26日	東シナ海資源開発に関する中国政府との交渉又は協力の方針又は内容のうち，漏えいした場合に我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるもの（現に公になっていない情報に限る）。	第2号イa(c) 第2号ハb 第2号ハc 第2号ニ	アジア大洋州局長	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0014-2イa(b)-0003	平成26年12月26日	日露平和条約締結交渉に関する情報のうち，北方領土問題に関する外国の政府等との交渉若しくは協力の方針若しくは内容，又は北方領土問題に関し収集した重要な情報，その情報の収集整理若しくはその能力であって，公になることにより日露平和条約締結交渉に著しい支障を与えるおそれがあるもの。	第2号イa(b) 第2号イa(a) 第2号イa(c) 第2号イa(d) 第2号ハa 第2号ハc 第2号ニ	欧州局長	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							

11-201412-0013-2イa(a)-0004	平成26年12月26日	国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態発生時における邦人退避についての関係国との協力の方針で，我が国と関係国の双方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置を講じることを求められているもの	第2号イa(a) 第2号イb	領事局長	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0012-2ハb-0002	平成26年12月26日	平成26年までに外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から国際情報統括官組織に対し，当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして提供のあった情報及びそれを分析して得られた情報（情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）	第2号ハb 第2号ハc	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0011-2イa(a)-0003	平成26年12月26日	平成25年から26年までに登録された，我が国の周辺地域における有事に関する外国の政府との協議の内容のうち，漏えいした場合に諸外国の政府との信頼関係に困難をきたすとともに，我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるもの。	第2号イa(a)	総合外交政策局長	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0010-2イa(b)-0002	平成26年12月26日	竹島問題に関する情報のうち，外国の政府等との交渉若しくは協力の方針若しくは内容又は竹島問題に関し収集した重要な情報，その情報の収集整理若しくはその能力であり，公になることにより，我が国領域の保全のために我が国が実施する施策，取組等に関し，これらの計画，方針，措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し，対抗措置が講じられ，竹島問題の平和的解決に向けた外国の政府等との交渉が困難となるもの（ただし，我が国の領域の保全に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る）。	第2号イa(b) 第2号ハa 第2号ハc 第2号ニ	アジア大洋州局長	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0009-2イa(b)-0001	平成26年12月26日	日韓排他的経済水域境界画定交渉を含む，日韓間の排他的経済水域の境界画定にかかる交渉の方針又は結果に関する情報であり，公になることにより，我が国領域の保全又は海洋等の権益確保のために我が国が実施する施策，取組等に関し，これらの計画，方針，措置その他の手の内が露見し，我が国の立場を反映した交渉が困難となるもの（ただし，我が国領域の保全又は海洋等の権益確保に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る）。	第2号イa(b) 第2号イa(c)	アジア大洋州局長	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0008-2イa(a)-0002	平成26年12月26日	北朝鮮による日本人拉致問題に関する情報のうち，拉致被害者（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号））第2条の規定に基づく認定の有無を問わない。）の安全確保及び即時帰国，拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを実現することを目的として，外国の政府等との交渉その他の方法により外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であって，拉致被害者に関するもの（ただし，拉致被害者等の生命及び身体の保護に支障を来すおそれがあるものに限る）。	第2号イa(a) 第2号ハa 第2号ハc 第2号ニ	アジア大洋州局長	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0007-2ハa-0001	平成26年12月26日	北朝鮮による核・ミサイル開発に関する情報のうち，外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であり，国民の生命及び身体の保護の観点から重要なものであって，公になることにより，我が国の情報の収集若しくは分析の対象，計画，方法，情報源，実施状況又は能力が露見し，対抗措置が講じられ，じ後の情報収集に著しい支障を来たすおそれがあるもの（ただし，我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る）。	第2号ハa 第2号ハb 第2号ハc 第2号ニ	アジア大洋州局長	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0006-2イa(a)-0001	平成26年12月26日	日米安全保障協議委員会の共同発表及び「日米防衛協力のための指針」に基づくものを始めとする日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討，錬認，協議等についての情報であって，国民の生命及び身体の保護，領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報（ただし，これらの情報については，公になっていないものであり，その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるものに限る。）。	第2号イa(a) 第2号イa(b) 第2号イa(c) 第2号イa(d)	北米局長	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							
11-201412-0005-2ハb-0001	平成26年12月26日	2007年8月10日に署名された「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定」の下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報等（ただし，これらの情報については，公になっていないものであり，その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるものに限る。）。	第2号ハb	北米局長	同項第1号		5年間	平成31年12月25日							

11-201412-0004-2ホ-0004	平成26年12月10日	公衆網秘匿用暗号のアルゴリズム仕様書（当該用途のために開発され，公になっていないものに限る。）	第2号ホ	大臣官房長	同項第1号		5年間	平成31年12月9日							
11-201412-0003-2ホ-0003	平成26年12月10日	ネットワーク秘匿用暗号のアルゴリズム仕様書（当該用途のために開発され，公になっていないものに限る。）	第2号ホ	大臣官房長	同項第1号		5年間	平成31年12月9日							
11-201412-0002-2ホ-0002	平成26年12月10日	ファイル秘匿用暗号のアルゴリズム仕様書（当該用途のために開発され，公になっていないものに限る。）	第2号ホ	大臣官房長	同項第1号		5年間	平成31年12月9日							
11-201412-0001-2ホ-0001	平成26年12月10日	公電秘匿用暗号のアルゴリズム仕様書（当該用途のために開発され，公になっていないものに限る。）	第2号ホ	大臣官房長	同項第1号		5年間	平成31年12月9日							

特定秘密指定管理簿

指定の整理番号	指定をした年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別表のいずれの事項に関するものであるかの別	当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職	法3条2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別	法3条3項の規定により同条2項1号に掲げる措置を講じた旨	指定の有効期間						解除		備考
								有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した旨	延長後の指定の有効期間	(延長後の)有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した旨	当該指定を解除した旨	解除した年月日	
11-201501-0001-2ハb-0001	平成27年1月1日	平成27年に外国の政府又は国際機関(以下「外国の政府等」という。)から国際情報統括官組織に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして提供のあった情報及びそれを分析して得られた情報(情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。)	第2号ハb 第2号ハc	国際情報統括官	同項第1号		5年間	平成31年12月31日							